

議案第 1 1 号

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

日進市長 萩 野 幸 三

1 提案理由

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

他都道府県の病院等に入院等しており、住所地特例の適用を受けて日進市の国民健康保険の被保険者とされている 6 5 歳以上 7 5 歳未満の者が、政令で定める障害の状態にある者として愛知県後期高齢者広域連合の認定を受けるために申請をする場合においても、当該認定を受けるまでの間は、受給資格者とする。

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和53年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。